

工事検査事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
大阪府住宅供給公社	<p>小規模修繕工事については、大阪府住宅供給公社会計規程（以下「会計規程」という。）及び小規模修繕工事等検査事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、施工中又は施工完了後において検査を行うこととなっているが、以下の修繕工事については、公社の検査の日付が業者の工事完了日より前となっていた。</p>					<p>今後は、会計規程及び取扱要領を遵守し、適正な工事検査事務の実施に努められたい。</p> <p>【大阪府住宅供給公社会計規程】 (検査) 第61条 契約の相手方が契約の履行を完了したとき、又は履行中において特に必要があるときは、その履行の結果を検査し、検査調書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が、特に検査を要しないものと認められるときは、検査調書の作成を省略することができる。</p> <p>【小規模修繕工事等検査事務取扱要領】 (検査) 第3条 前条の修繕工事等を実施したときは、施工中又は施工完了後において検査を行い、検査調書を作成する。 検査の方法は次のとおりとする。 (1) 写真、成果品による検査 ・1件の修繕工事等の契約額が10万円までのもの ・申請者等又は職員が完了確認したもの ・現場による検査に危険が伴うもの ・完了後に修繕状況が隠れてしまい、確認ができないもの ・機能回復により完了が認められるもの (2) 現場検査 ・前項以外のもの ・所属長が指示したもの</p>	<p>工事検査事務の不備について再発防止を図るため、適正な検査実施及び書類の作成、点検をより厳格に行うことを、平成28年2月25日に所属長を通じて職員に通知するとともに、関係部署の連絡会議においても周知連絡を実施した。</p> <p>引き続き、適正な工事検査事務の実施に努める。</p>
	工事名	金額	工事期限	工事完了報告書に記載の完了日（業者）	完了確認書に記載の検査日（公社）		
	公社 打上 009棟 集合ポスト修繕工事	1,868円	平成26年10月15日	平成26年10月15日	平成26年9月17日		
公社 鷹合 002棟 クロス張替工事	16,271円	平成26年9月16日	平成26年9月26日	平成26年9月17日			

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年12月2日から同月4日まで）